

府中市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会運営の原則（第5条―第7条）

第4章 議会機能の強化（第8条―第11条）

第5章 市民との関係（第12条―第15条）

第6章 市長等との関係（第16条―第19条）

第7章 議会改革の推進（第20条）

第8章 議会事務局及び議会図書室（第21条・第22条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条―第25条）

第10章 補則（第26条・第27条）

附則

近年、地方分権の流れの中で、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化しており、二元代表制の下で、議会が果たす役割及び責務はますます増大している。

そのため、本市議会は市民に対して、積極的に情報の公開や発信を行うとともに、市民参加を推進し、公正・透明で、市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に今まで以上に取り組んでいく必要がある。

よって、これまでの取組を集大成させるだけでなく、それらを継続するとともに、市民の意思を反映する市議会及び市議会議員のあり方を改めて明確にし、さらに改革を進めていくことにより、市民の信頼を得て、市民全体の福祉の向上、市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

これまで本市議会で進めてきた議会改革等をさらに継続的に取り組み、市民の信頼に応え、市民福祉の向上と市政発展に寄与する決意と府中市議会がこの条例を制定する理由について述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本原則、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に答え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

地方の行政は住民自らの責任と負担で地方公共団体において処理するという地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定め、それに基づいて行動することにより、市民の負託に答え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することであると、この条例の目的を定めています。

「地方自治の本旨」（地方自治本来の目的）とは

日本の地方自治については、憲法第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」としており、ここでいう地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の二つの概念を持つ。「住民自治」とは、その地域の住民の意志に基づいて地方行政の運営が行われることであり、「団体自治」とは、地方の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する機能を有することをいいます。

（議会活動の基本原則）

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すため、次に掲げる基本原則に基づいた議会活動に努めなければならない。

- （1） 議会活動を市民に対して説明する責務を有することから、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- （2） 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- （3） 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の政策決定及び事務等の執行について監視及び評価を行うこと。
- （4） 議会による政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- （5） 議会改革を継続的に推進すること。

【解説】

議会は、市政における唯一の議決機関であり、可決された議案により府中市政が

執行されるという非常に重要な責務を負っています。そのため公平で公正な議論を行い、地方自治の本旨を実現しようと定めています。具体的には、情報公開、市民参画等に取り組むほか、市長等の政策や事務に対するチェック機能を果たします。加えて、これまであまり取り組まれていなかった政策立案や政策提言にも積極的に取り組んでいこうという議会活動の基本的な考え方を定めています。

第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識するとともに、論拠を明らかにし、市民に分かりやすい議論を積極的に行うよう努めなければならない。

2 議員は、市民の厳粛な負託に応え、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。

4 議員は、市民に対して、自らの議会活動について、説明するよう努めなければならない。

【解説】

第1項 議員は、議会が言論の府であり、議論を経て合議により意思決定を行う機関であることを認識して、何がどのように市民福祉の向上につながるか明確な論拠を提起し、市民に分かりやすい言葉、論理構成を用い、積極的な議論を行うことを定めています。

第2項 議員は、選挙により市民から選ばれた市民の代表として、地域的な課題だけでなく、広く市政全般の課題や市民の意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のために活動することを定めています。

第3項 議員は、その役割や責任を果たすために、日常の調査活動や研修を積極的に行うことにより、議員としての資質の向上を図る決意を述べています。

第4項 議員は、自らが行う議員活動について、市民に対して情報発信を行い、説明する責任があることを定めています。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に対し、必要に応じて調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

第1項 議員は、議会活動を円滑に行うために、議会において会派を結成することができることを定めています。

第2項 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関して、必要に応じて意見の調整を行い、合意の形成に努めることを定めています。

第3章 議会運営の原則

（議会運営の原則）

第5条 議会は、市長等の基本的な政策決定並びに事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、合議制の機関として円滑かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めなければならない。

3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするよう努めなければならない。

4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

第1項 議会が持つ機能を十分発揮するため、議論を経て合議により意思決定を行う合議機関として、円滑かつ効率的な議会運営をすることを定めています。

第2項 議会は、市民が議会運営に関する情報にアクセスするため、多様な媒体を通じて情報発信を行うほか、分かりやすい議論に努めることを定めています。

第3項 議長や副議長を選出するときの経過を明らかにするよう努めることを定めています。

第4項 地方自治法第104条に、議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると規定されており、これらの権限に基づき、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行うことを定めています。

（委員会）

第6条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、委員自らの提案及び市民からの意見等を基に所管事務調査を積極的に行い、政策提言を行うように努めるものとする。

3 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

第1項 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にはそれぞれ異なる専門性や特性があり、新たに生じる市政の課題等に対応するために、委員会の持つ専門性を活かして、委員会を適切に活用することを定めています。

第2項 市長等から提案された議案等を審査するだけでなく、委員自らの提案等について、地方自治法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に行うよう努め、委員会として意見集約ができたときは、本会議で委員長報告を行い、必要に応じて政策提言として発信していくことを定めています。

第3項 委員会は原則公開することとしています。審査に当たっては、提出された資料等の閲覧など、情報を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論をするよう努めることを定めています。

第4項 委員会は、必要に応じ地方自治法上の制度である公聴会制度や参考人制度を活用して市民の意見等を聴き、議会での議論に反映させるよう努めることを定めています。

（議会の説明責任）

第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、市民に対して説明する責任を有する。

【解説】

議会は、議会での審議の経過や結果など、さまざまな活動について、市民に対して情報発信を行い説明する責任があることを定めています。

第4章 議会機能の強化

（議会機能の強化）

第8条 議会は、市長等の政策決定並びに事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能の強化を図るものとする。

【解説】

議会の役割や責任を果たすため、議会の持つ機能を強化することを定めています。

（検討会等の設置）

第9条 議会は、市政の課題に関する研究のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

【解説】

議会は、必要がある時には、市政の課題に関する調査のための、議員で構成する検討会等を設置することができることを定めています。

（議員間討議）

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される検討会等において、積極的な討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、積極的に政策立案、政策提言等に取り組むものとする。

【解説】

第1項 議会の機能を発揮するために、委員会及び検討会等における積極的な議員間の討議を行うことを定めています。

第2項 議員間で十分討論・議論を尽くして合意形成を図り、積極的に政策立案や政策提言を行うことを定めています。

（政務活動費）

第11条 会派及び議員は、政策立案、調査研究等に資するため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

- 3 議会は、政務活動費の使途の透明性の向上に努めるものとする。
- 4 政務活動費の交付に関することは、別に条例の定めるところによる。

【解説】

- 第1項 地方自治法第100条第14項の規定により、議員の調査研究に必要な経費の一部として交付される政務活動費を有効活用し、積極的に調査研究を行うことを定めています。
- 第2項 政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。
- 第3項 議会は、政務活動費の収支報告書等を公開するなどして、使途の透明性の向上に努めることを定めています。
- 第4項 政務活動費の交付に関しては、「府中市議会政務活動費の交付に関する条例」により定めています。

第5章 市民との関係

（市民の参画機会の充実）

- 第12条 議会は、議会活動に市民が参画できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。
- 2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

- 第1項 議会報告会の開催など、市民が議員と自由に意見交換する場を設け、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図ることを定めています。
- 第2項 議案の内容に応じて、法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 第3項 請願・陳情を市民の政策提案と位置づけ、十分な審査を行うために、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。

（会議等の公開等）

- 第13条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

- 2 議会は、傍聴者の求めに応じて、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴の意欲を高めるよう努めるものとする。

【解説】

第1項 議会は、本会議のほか、全ての委員会等を原則公開とする。

第2項 傍聴者に議案資料等を提供し、適切な情報提供、情報の共有化を図り、市民の傍聴意欲を高める措置を講じることを定めています。

（情報公開の推進）

第14条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報の提供に努めるとともに、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するよう努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。

【解説】

第1項 市民に開かれた議会にするため、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報について、積極的に公開するとともに、議会の意思決定の結果をより詳細に明らかにするため、議案（意見書・決議を含む）や請願に対する議員の賛成又は反対の意思表示の公表に努めるよう定めています。

第2項 議会の審議や意思決定手続きについて、市民の信頼を確保するため、議会は本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにすることを定めています。

（議会広報の充実）

第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会だより、議会報告会、インターネット等の多様な広報手段を活用して情報発信するよう努め、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うことを定めています。

第6章 市長等との関係

（市長等との関係の基本原則）

第16条 議会は、二元代表制の中で、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張関係の保持に努め、事務の執行の監視及び評価を行い、市民福祉の向上のために取り組むものとする。

2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、かつ、論点を明確にするため、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式によって行うことができる。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のために質問をすることができる。

【解説】

第1項 二元代表制の下で、市長と議会は、共に市民の代表であり独立対等な立場で、適切な緊張関係を保持しながら、議会が事務の執行の監視や評価を行い、市民福祉の向上を目指すことを定めています。

第2項 一般質問については、その内容等に応じて、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制によって行うこととし、論点を明確にすることを定めています。

第3項 市長等が、議長や委員長の許可を得て、質問等の趣旨や意図の確認について質問ができる反問権を定めています。

（重要な政策等の監視及び評価）

第17条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項

2 議会は、前項の重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資す

る審議に努めるものとする。

【解説】

第1項 市長等が提案する中・長期的なまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策等、重要な政策等について、審議や調整等の参考にするため、8項目にわたる内容の説明を求めることを定めています。

第2項 議会は、前項の重要な政策等の審議に当たっては、適正かつ公平に、そして効率的に行われているかという観点から監視を行うとともに、執行後、その結果が所期の効果や成果を達成したかという観点から政策評価を行い、市長等の事務執行の妥当性を確保し、問題があれば改善を促していくことを定めています。

（予算・決算審議における説明）

第18条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

【解説】

議会での予算案や決算の審議が深まるよう、前条同様、市長に対して分かりやすい説明資料を求めることを定めています。

（議決事件の拡大）

第19条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長等の政策執行上の必要性和を比較考慮するものとする。

【解説】

地方自治法で定められた条例の制定・改廃や予算など15項目の議決事件のほか、議決権拡大のため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を条例で定めるときは、議会の監視機能上の必要性和市長等の執行上の必要性和を考え合わせることを定めています。

第7章 議会改革の推進

（議会改革の継続的な取組）

第20条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議規則、委員会条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

【解説】

第1項 議会改革の取り組みを一過性で終わらせることなく、市政の課題に適切かつ迅速に対応できるように、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

第2項 議会は、会議規則、委員会条例、議会運営に関する申し合わせ等に基づき行動していますが、公正・透明で市民に分かりやすい議会運営を行うため、これらを継続的に見直すことを定めています。

第8章 議会事務局及び議会図書室

（議会事務局の強化）

第21条 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能を向上し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実・強化、組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局職員を適正に配置するよう努めるとともに、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

【解説】

議会、議員の政策立案機能を高めるため、その活動を支える議会事務局の調査機能、法務機能等の充実・強化や体制整備を図ることを定めています。議長は、体制整備のため、今後は、専門的知識・経験を有する者の活用を検討していきます。

（議会図書室）

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の調査研究に資する議会図書室の適正な管理運営と図書、資料等を充実させることを定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第23条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 議会への信頼を確保するためには、議会を構成する個々の議員が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、議員としてふさわしい品格と地位を保持するよう努めなければならないことを定めています。

第2項 議員の政治倫理に関しては、「府中市議会議員政治倫理条例」により定めています。

（議員定数）

第24条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員定数は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 議員定数は、議会が市民の意思を市政に的確に反映する機能を十分発揮するためにはどうあるべきかという観点から総合的に判断して決定すべきであることを基本的な方針として規定しています。また、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望等も踏まえて総合的に検討することを定めています。

第2項 議員の定数は、「府中市議会議員定数条例」により定めています。

（議員報酬）

第25条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 本市議会の議員報酬は、府中市特別職報酬等審議会の意見を聴いて定めることになっていますが、市長等の特別職の報酬、他市とのバランスや市の財政状況などの社会経済情勢を考慮するとともに、議員が市政において果たすべき責務や担っている役割を総合的に勘案して、これに見合う適正な額を決定すべきことを規定しています。また、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望等も踏まえて総合的に検討することを定めています。

第2項 議員報酬は、「府中市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により定めています。

第10章 補則

（議会及び議員の責務）

第26条 この条例は、議会における基本的な事項を定めた規範として、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に規定する事項との整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行わなければならない。

【解説】

第1項 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならないことを定めています。

第2項 この条例や議会に関する他の条例等を遵守して議会運営をし、市民の負託に応えることを定めています。

第3項 議会の基本的事項を規定したこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙による改選後速やかに研修を行うことを定めています。

（条例の見直し）

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

議会を取り巻く状況の変化に的確に対応していくためには、必要があるときは、この条例の規定について検討し、見直し等を行うことを定めています。